

田野町ブロック塀等対策推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田野町内にあるブロック塀等対策推進事業（以下「対策事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、地震発生時のブロック塀の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) ブロック塀の所有者であること。ただし、ブロック塀の所有者と親子関係にある者等町長がやむを得ないものとして認めた者はこの限りでない。
- (2) 田野町税等を滞納していない世帯であること。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、補助対象者が行う対策事業で、別表第1に定める要件を満たすものとする。

2 補助対象者が行う補助対象事業のうち、対策事業に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外するものとする。

3 次に掲げる工事に要する経費については、補助金の交付対象としない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事。
- (2) 他の補助制度を利用する工事。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象となる経費及び補助金額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、田野町ブロック塀等対策推進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて田野町に提出しなければならない。

- ア 位置図、配置図、平面図等、写真（施工前）
- イ 対策事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）
- ウ 別表第2又は別表第3

2 補助対象者が補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

3 町長は、第1項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、補助対象者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(補助金交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、田野町ブロック塀等対策推進補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助対象者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助内容の変更等)

第7条 補助内容の変更等は、田野町ブロック塀等対策推進補助金変更申請書(第3号様式)を町長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。
2 補助事業変更の承認については、田野町ブロック塀等対策推進補助金変更決定通知書(第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、田野町ブロック塀等対策推進補助金実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

ア 位置図、配置図、平面図等

イ 写真(対策事業の内容が確認できるもの)

ウ 領収書等(写し)

(補助金の確定及び交付)

第9条 補助金の確定に係る通知は、田野町ブロック塀等対策推進補助金確定通知書(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときには、田野町ブロック塀等対策推進補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。